

令和2年第14回野洲市教育委員会定例会

○日 時 令和2年6月24日

開会時刻 13時34分

閉会時刻 15時38分

○場 所 総合防災センター 研修室

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 荒川 眞知子 委 員 立入 利晴

委 員 瀬古 良勝 委 員 南出 久仁子

○説明員

教育部長 杉本 源造

教育部政策監（幼稚園教育担当） 赤坂 悦男

教育部次長 田中 源吾

教育部次長（学校教育担当） 井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（文化財担当） 進藤 武（兼文化財保護課長）

こども課長 西村 一嘉

学校教育課主席参事 小池 秀明

ふれあい教育相談センター所長 田中 達男

野洲市学校給食センター所長 水野 哲平

守山野洲少年センター所長 福井 善隆

生涯学習スポーツ課長 井狩 吉孝

スポーツ施設管理室長 中川 靖

野洲市文化ホール館長 小山 茂

野洲図書館長 宇都宮 香子

歴史民俗博物館長 角 建一

教育総務課長（事務局） 中塚 誠治

教育総務課職員（事務局） 枝 瑞紀

令和2年6月24日

【西村教育長】 それでは、これより令和2年第14回野洲市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員は全員ですので、会議は成立しております。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本1日限りといたします。

次に日程第2、令和2年第13回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和2年第13回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど、瀬古委員と南出委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和2年第14回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、荒川委員と南出委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

次に日程第4、教育長事務報告に移ります。私から報告させていただきます。別紙をご覧ください。

5月27日から昨日6月23日までの事業報告についてさせていただきます。

5月の最終週、2週間前から分散登校が始まっておりましたので、分散登校の視察をしました。5月27日、28日、29日と、あちこちずっと回っていきました。結構皆さん各学校とも苦心しながら、時間差での登校とか、小学校は集団登校をしたほうがいいということで、学年関係なしに、自治会によって登校する日を変えろという工夫もされておられました。

それから、6月1日から学校が始まりまして、再開後の学校の参観もしました。6月1日、2日、それから4日と、ずっとあちこち回らせてもらいました。

それから、6月4日からは市議会本会議が開会しております。6月5日、県の教育長が市長訪問をされまして、それに同席をしました。この件に関しましては、これは全国中学校駅伝大会というのがここ4年、希望が丘で行われているんですけども、今年が5年目に当たり

ます。今のところ予定通りということですが、来年以降どうするのかということについて、県は3年間、一応希望が丘で続けるということで中体連とそういう方向で決めておりますが、市長は甲子園みたいな形でずっと希望が丘でやったらどうやというふうな意向を持っておられまして、そこの食い違いから、取りあえず県教委としては当面は3年ということで、それ以降についても引き受ける方向で中体連に働きかけますという形の折り合いで、話がついております。来年からは3年間続けて、それ以降も滋賀県で引き受けたいというふうな形で申し出るという方向を打ち出しておられました。

それから、6月8日から県教委の人事主事学校訪問というのがあります。これは県の教育委員会の教職員課、教員の人事をするところですが、その人事主事という指導主事が学校現場をずっと回って行かれますので、学期に1回ずつ訪問があるんですけども、学校の全クラスを見て回るというふうな分ですね。それに同行しております。6月8日、9日、それから裏側に行きまして18、22日と、4日間ありました。

あと、6月は11、12、15日が市議会本会議で質問が幾つか出ております。また後で説明があると思います。

それから、裏側にいきまして、6月17日、いじめ問題専門委員会というのが開かれています。これは市内でいじめが起きた時にどのように対応すればいいのかということを議論いただいたり、あるいはその防止のためにはどのようにすべきかというふうな提言をいただいたり、年2回計画的に行っている会議です。専門委員さん、これは弁護士さん、それから精神保健福祉士というちょっと難しい名前の方です。県のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーをされている方なのですが、それと教育学の専門家、今のところ文教大学の学長に入っております。それから、心理の専門家、これは大阪市立大学の先生です。全部で5名おられますが、その専門家の皆さんによる委員会です。

以上でございます。何かご質問等はございませんか。よろしいですか。

ないようですので、日程第5、付議事項（1）議案に移ります。

議案第52号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市長等の期末手当の支給の特例に関する条例について、事務局より説明をお願いします。中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 教育総務課の中塚でございます。

議案書1ページ、議案第52号、専決処分につき承認を求めることについて、議案のほうを提出させていただきます。

野洲市長等の期末手当の支給の特例に関する条例について、5月29日、専決処分を行い

ましたので、承認を求めるものでございます。

これにつきましては、議案書関係資料の1ページをご覧くださいませうか。野洲市資料提供ということで、去る5月18日に草津、守山、栗東、野洲が合同で湖南4市における市長等の6月の期末手当の全額返上についてということでプレスリリースをさせていただいております。それについては、新型コロナウイルス感染症対策ということで、少しでも対策経費の一助になればという思いから、市長、副市長、教育長について6月の期末手当を全額返上することとされております。

これについての条例が、今回の6月期末手当限定の条例なんですけれども、5月29日に、先ほど申し上げました野洲市長等の期末手当の支給の特例に関する条例ということで、教育長が適正と認め、同日野洲市長がその旨公布されたという内容になっています。

以上でございます。

**【西村教育長】** ただいま事務局より説明がありました議案第52号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第52号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市長等の期末手当の支給の特例に関する条例について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**【西村教育長】** 挙手多数であります。よって、議案第52号は可決されました。

次に議案第53号、専決処分につき承認を求めることについて、令和2年度野洲市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いします。田中次長、お願いします。

**【田中教育部次長】** 教育部、田中です。

議案第53号、専決処分につき承認を求めることについて、令和2年度野洲市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育委員会所管の予算に関する意見についてご説明させていただきます。

まず、議案書4ページ、本議案につきましては、令和2年度野洲市一般会計補正予算（第7号）について、教育委員会所管の予算に関するものについて、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、令和2年6月11日次のように処分したから、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるもの

です。

議案書5ページをお願いいたします。今回の補正では、野洲市一般会計歳入歳出予算総額に1億739万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を282億266万4,000円とするものです。うち、教育費予算としては、歳出予算の総額に116万2,000円を追加し、教育費歳出総額を53億8,066万4,000円とするものです。

議案書6ページ、第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表になります。10の教育費の補正額116万2,000円の内訳につきましては、項1の教育総務費で153万5,000円の減額、項2小学校費で107万8,000円、項3中学校費で107万8,000円、項4幼稚園費で54万1,000円の増額です。

補正の詳細につきましては議案書関係資料の4ページの下のほうからです。10教育費、1教育総務費、2事務局費、1教育長給与費では、現計予算額1,248万2,000円から特別職期末手当129万2,000円と共済組合費24万3,000円減額し、補正後予算額を1,094万7,000とするものです。これは先ほどの議案第52号の専決処分に伴う教育長の6月の期末手当の全額返上に伴う減額を行うものであります。

2小学校費、1小学校管理費、2小学校管理運営費では現計予算額1億7,403万1,000円にスポットクーラー賃借料107万8,000円を増額し、補正後予算額を1億7,510万9,000円とするものです。これは新型コロナウイルス感染症による小学校の臨時休業に伴い、授業時数を確保するため、夏季休業期間中に授業を行うことから、空調設備のついていない特別教室にスポットクーラーを設置するため、賃借料を増額するものです。

なお、特定財源につきましては、国の地方創生臨時交付金を充当しています。また、児童・生徒への1人1台端末借上げ料については国の地方創生臨時交付金を財源更生するもので、予算額に増額はございません。

議案書関係資料の5ページ、3中学校、1中学校管理費、2中学校管理運営費では、現計予算額1億1,390万8,000円にスポットクーラー賃借料107万8,000円を増額し、補正後予算額を1億1,498万6,000円とするものです。これは小学校管理運営費と同じく特別教室にスポットクーラーを設置するための賃借料の増額と、1人1台端末借上げ料の財源更生を行うものでございます。

4幼稚園費、1幼稚園管理費、3幼稚園管理運営費では、現計予算額2,103万7,000円に消耗品費54万1,000円を増額し、補正後予算額を2,157万8,000円とするものです。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策として、給食時に園児の間に設置するエチケットパネルを購入するため増額するものです。

なお、特定財源につきましては、同じく国の地方創生臨時交付金を充当しています。

7学校給食費、1学校給食センター費、3学校給食費では、国の地方創生臨時交付金を学校の臨時休業に伴う給食材料費負担へ補填するため財源更生するもので、予算額に増減はございません。

説明は以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第53号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第53号、専決処分につき承認を求めることについて、令和2年度野洲市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育委員会所管の予算に関する意見について賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】 挙手多数であります。よって、議案第53号は可決されました。

次に議案第54号、（仮称）野洲市健康スポーツセンターの所管換について、事務局より説明をお願いします。中川室長、お願いします。

【中川スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の中川です。

それでは、議案第54号について説明させていただきます。議案書7ページからです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条並びに野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき、（仮称）野洲市健康スポーツセンターの所管換について議決を求めるものです。

提案理由にございますように、余熱利用施設となる（仮称）野洲市健康スポーツセンターの施設が野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社から令和2年6月30日付で野洲クリーンセンターへ施設を引き渡される予定であります。そこで、施設の用地を含むものを、同日付で野洲市教育委員会のスポーツ施設管理室がこの財産を引き継ぐためでございます。

8ページをご覧ください。そちらに所管換の財産引継書等がございます。

9、10ページに土地に関する部分のことがございます。土地につきましては、土地面積が合計1万7,209平米になります。そのうちの敷地面積として1万23.22平米を引き継ぎます。

11、12ページのところには建物のことが書いてございます。建物につきましては、延べ床面積2,847.52平米になります。そのうちの特産物の販売施設66平米を引いた2,781.52平米を引き継ぎます。

そのことにつきましては、関係資料の9ページの計画概要をご覧くださいますと少し分かりやすいかと思えます。敷地面積が左側の下から5番目に1万23.22平米と記載されています。建物につきましては、鉄骨、一部鉄筋コンクリートの地上2階、地下1階のものになります。1階部分が主に温水プールと特産物コーナーで、2階は温浴施設、地下1階にトレーニングルームとなっています。

関係資料10ページ以降に配置図や平面図、立面図等がついております。

簡単ではございますが、以上説明とさせていただきます。

【杉本教育部長】 すいません。

【西村教育長】 杉本部長、どうぞ。

【杉本教育部長】 提案理由の訂正で。

2行目から3行目なんですけども、「野洲クリーンセンターへ施設を引き渡される予定」と書いてあるんですけども、「センターから施設を引き渡される予定」ということで、申し訳ございません。

【中川スポーツ施設管理室長】 建物を教育委員会に引き継ぐということでございます。

【西村教育長】 7ページの下から2行目のところですか。

【杉本教育部長】 はい。クリーンセンターからです。

【西村教育長】 「へ」じゃなくて「から」。

【杉本教育部長】 「クリーンセンターへ」ということは向こうへ行ってしまう。

【西村教育長】 7ページの提案理由の下から2行目、「野洲クリーンセンターへ」というところが、「クリーンセンターから施設を引き渡される予定」と。

【中川スポーツ施設管理室長】 P F I のほうから、クリーンセンターに引き継ぎまして、引渡しは6月30日であります。その同日付で市長部局のクリーンセンターから教育委員会のスポーツ施設管理室のほうに所管換されるということでございます。

【西村教育長】 これはこのままでいいんですね。

【杉本教育部長】 すいませんでした。

【西村教育長】 分かりました。もともとの提案理由のままということですね。

ただいま事務局より説明がありました議案第45号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第54号、(仮称)野洲市健康スポーツセンターの所管換について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第54号は可決されました。

次に議案第55号、野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、事務局より説明をお願いします。中川室長、お願いします。

【中川スポーツ施設管理室長】 続きまして、議案書13ページ。議案第55号、野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則についてでございます。

野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例については、令和2年2月の定例議会において議決され、公布されておりますが、条例の施行期日については関係資料27ページの下から7行目のところがございます「この条例は公布の日から起算して12か月を超えない範囲内において教育委員会規則に定める日から施行する」というふうになってございます。この件につきまして、施行期日を定めるためのものです。

先の議案第54号におきまして議決いただきました所管換により、財産を引き継ぐ日の令和2年6月30日をこの条例の施行期日とするものです。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第55号について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 少しお伺いします。野洲市余熱利用施設条例の施行期日を変えるということですが、第1条で野洲市余熱利用施設を野洲市健康スポーツセンターに改めるとありますが、この条例の名前はそのまま野洲市余熱利用施設条例でいくのですか。それとも、野洲市健康スポーツセンター条例に変える予定なのかを教えてくださいと思います。

【西村教育長】 中川室長、お願いします。

【中川スポーツ施設管理室長】 条例自体はそのまま、名称は「余熱利用施設」から「野洲市健康スポーツセンター」という名称に変わるということでございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 条例の名前はそのままということですか。施設の名前を変えるのなら、その施設の名前で表現したほうが分かりやすいと思うんですが。

【西村教育長】 どうですか、中川室長。

【中川スポーツ施設管理室長】 それにつきましては、すいませんが、2月の議会のほうで、名称ということで議決いただいているところでございます。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。



【瀬古委員】 はい。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第55号、野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第55号は可決されました。

次に議案第56号、野洲市余熱利用施設管理運営規則について、事務局より説明をお願いします。中川室長、お願いします。

【中川スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の中川でございます。

議案第56号、野洲市余熱利用施設の管理運営規則についてです。

こちらの施設の開設に当たりまして、管理運営規則を制定するものでございます。

では、議案書16ページからご覧ください。第1条にありますように、野洲市余熱利用施設条例第15条の規定に基づきまして、野洲市余熱利用施設の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。条例に規定のない必要な事項、また、条例の中で記載されておりますが、詳しいことが条例にはない部分を管理運営規則のほうで定めるところでございます。

まず、第2条、利用時間ですけれど、温水プール、トレーニング室は午前9時から午後9時までで、日曜、祝日は午後6時までの利用となっております。温浴施設は午前9時から午後8時までの利用で、日曜、祝日については午後5時までということとなっております。

また、第3条では休館日のことについて掲げておりまして、休館日は火曜日、また、年末年始の12月28日から翌1月4日までと、メンテナンス休館日ということで定めておるところでございます。

続きまして、第4条の利用の許可申請及び第5条の利用内容の変更につきましては、条例の第8条の1項に規定されております。そちらの利用許可の申請の方法、また、利用変更の申請の方法等につきまして、第4条、第5条で規定しておるものでございます。

その関係の様式につきましては関係資料28ページからございます。28ページのところに様式第1としまして利用許可申請書で、その裏側に利用の許可書が29ページです。

30ページが利用許可書の裏面で、利用される方に読んでいただくようになっております。

32ページ、33ページが利用の変更に関するものでございます。

続きまして、17ページのところには、第6条として、利用の取消しが記載されております。先ほどの利用の許可を得た者が何らかの理由で利用を取り消す場合に取消しの申請を行うようになっております。そちらの様式につきましては関係資料34ページでございます。

また、第8条については、利用料は事前に前納するということが記載されております。

続きまして、第9条、第10条ですけれど、利用料金の減額と利用料金の還付ということで、こちらのほうは条例の第12条のほうに記載されておまして、まず、減額・免除につきましては、条例の12条の第4項で規定しております。この利用料金を減額または免除する場合のことにつきまして、管理運営規則のほうに掲げております。

また、その減額・免除を申請する場合の様式につきまして定めており、関係資料の35ページに減免申請書、36ページに減免の許可通知。すいません、許可ではなく減免の通知書というふうになっております。

それと同じように、利用料金の還付ということで、第10条にございまして、条例第12条の5項のところの但し書きがございます。その但し書きで、利用料金を還付することができる場合はどういうことか、また、その金額の上限は幾らなのかということはこの規則のほうで掲げております。

その還付の申請及び還付の決定の通知につきましては、関係資料の37、38ページのところに様式が載っております。

続きまして、議案書18ページのほうをご覧ください。第11条ということで、施設の利用に当たって利用者が遵守していただきたい事項について掲げております。

続きまして、第12条のところには、入館をお断りする場合の入館の制限ということで、入館の拒否や退去を命じる場合のことが記載されております。

健康スポーツセンターの所掌事務について、18ページ及び19ページのほうにございまして、例えば施設の備品等の管理をすることであるとか、スポーツ及びレクリエーションとかの教室を開催するであるとか、そういった所掌事務のことについて規定しております。

あと、14条以降にも管理運営に関しまして必要な事項等を規定しております。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

**【西村教育長】** ただいま事務局より説明がありました議案第56号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第56号、野洲市余熱利用施設管理運営規則について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第56号は可決されました。

次に議案第57号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市学校給食負担金徴収規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。水野所長、お願いします。

【水野学校給食センター所長】 学校給食センターの水野でございます。

議案第57号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

野洲市学校給食負担金徴収規則の一部の改正につきまして、法律及び教育委員会規則に基づき教育長に専決処分をお願いしましたことから、これを報告し、承認を求める議案でございます。

議案書関係資料39ページをご覧ください。野洲市学校給食負担金徴収規則には、学校給食負担金、いわゆる一般的には給食費と呼ばれるものの金額でありますとか徴収のことにつきまして規定がございます。今回、新型コロナウイルス感染症の対策により、学校が夏季休業期間を短縮して授業を行われますので、その期間につきまして給食を提供することになりましたので、その分の給食費を、給食負担金を徴収しようとするのですが、第4条第2項には、前項の規定にかかわらず、毎年8月は給食負担金を徴収しないものとする規定がございまして、通常年ですと11か月分給食費を負担願っているわけですが、今回は令和2年度だけの特例といたしまして、附則に「第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年8月に給食負担金を徴収できるものとする」という規定を設けまして、このたびの夏季休業期間の短縮に対応しようとするものでございます。

以上、説明といたします。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第57号について、ご質問等ございませんか。荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 確認したいのですけれども、8月は日数も少なくなりますし、食事の内容も、簡単なものになると記載されていたんですが、それでも同額の3,800円と4,300円ということなんでしょうか。

【西村教育長】 水野所長、どうぞ。

【水野学校給食センター所長】 ただいまのご質問は、この期間中に規定の月額で徴収するのということですが、まず、期間を申し上げます。期間は通常年ですと、7月は夏休み前まで給食が出ますので、それで7月とカウントしています。基本的に給食負

担金は年間の実施回数によって計算しており、それに対して11か月分徴収するというのが通常のやり方でございます。それに対しまして、7月は夏休み前までが通常の7月分という考えでして、その後、夏休み短縮部分が7月20日から8月27日までになりますので、それを1ヶ月分という考え方でございます。

また、この期間、小学校が16日間、中学校が19日間給食を予定しておりますが、その提供する食品のコストは給食負担金を上回っておりますので、保護者に過大な負担を求めているわけではございません。ご負担願う給食費以上のものを提供する形になります。

以上、ご説明といたします。

【西村教育長】 荒川委員、よろしいですか。ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第57号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市学校給食負担金徴収規則の一部を改正する規則について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第57号は可決されました。

次に議案第58号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市立小学校評議員の解職について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 教育部、井上です。議案書の25ページをご覧ください。

野洲市立小学校評議員の中で2校、3名の評議員の方が任期途中で交代されましたので、解職について専決処分につき承認を求めるものです。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第58号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第58号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市立小学校評議員の解職について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第58号は可決されました。

次に議案第59号、野洲市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 教育部、井上です。議案書の26ページをご覧ください。

提出の理由ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、今年度4月、5月、市内の小中学校で臨時休業を行っていました。その結果、十行時間を補充するため、夏季休業を短縮し授業日とすることとなり、規則の一部を改正する必要がありました。

議案書関係資料の42ページをご覧ください。野洲市立学校管理運営規則の附則第3号を付け加えました。令和2年度における夏季休業日の特例ということで、今年度限りです。第3号、「令和2年度における夏季休業日は第3条第1項第4号の規定にかかわらず、小学校においては令和2年8月3日から同月17日まで、中学校においては令和2年8月7日から同月18日までとする」という規則を付け加えました。

以上、提案とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第59号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第59号、野洲市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第59号は可決されました。

【杉本教育部長】 教育長、すみません。暫時休憩を。

【西村教育長】 はい。では、暫時休憩いたします。

(休憩)

【西村教育長】 休憩前に引き続き、会議を開きます。それでは、議案第58号について、議決のやり直しをしたいと思います。

関係者の退席を求めますので、南出委員、退席をお願いします。

それでは、これより採決に移ります。議案第58号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市立小学校評議員の解職について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第58号は可決されました。

南出委員お戻りください。それでは、次に議案第60号、野洲市通園通学バス管理運営規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 教育部、井上です。議案書27ページをご覧ください。

この規則の改正の提出理由です。夏季休業期間は、先ほど議決いただきました、野洲市立学校管理運営規則の改正に伴い、8月は16日間通園通学バスを運行することから、8月のバス使用料を徴収するために一部の改正をするものです。

議案関係資料の43ページ、これも附則第2項を付け加えました。令和2年度における使用料の徴収に関する特例。「令和2年度における使用料は第3条第2項の規定にかかわらず、令和2年4月から令和3年3月までの間徴収する」。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明のありました議案第60号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第60号、野洲市通園通学バス管理運営規則の一部を改正する規則について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第60号は可決されました。

次に日程第6、報告事項に移ります。

報告事項①、平成31年度守山野洲少年センター事業活動報告について、事務局より説明をお願いします。福井所長、お願いします。

【福井守山野洲少年センター所長】 こんにちは。今年度4月より守山野洲少年センターの所長をさせていただいております福井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料にのっとり説明をさせていただきます。

本年度に入り3ヶ月近くが経過し、令和2年度守山野洲少年センター活動方針に沿って少年センター活動を推進しているところでございます。しかしながら、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大や社会情勢に伴う対応により、現時点において様々な制約のもと、できる範囲と方法で精いっぱい活動を行っております。

それでは、最初に昨年度の事業活動報告を行い、せっかくの機会ですので、今年度の取組と状況を口頭にて少し説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の2ページをご覧ください。昨年度の相談活動についてですが、当センターは県内でも有数の相談件数の多さがございます。これは良いことで、それだけ認知され、活用されている証だと思います。昨年度は延べ1,649件の相談がありました。これだけ聞くとびっくりされますが、実人数は98名で、1人1つの事案に対してカウントしていったま

すのでそのような数になりました。内訳は、中高生が75%、有識・無職少年が16%、小学生やその他の学生がそれぞれ4%ずつでございます。

続いて、3、4ページをご覧ください。内容別の件数です。これも延べ件数ですので、実人数は約100名の相談件数でございます。特徴につきましては、昨年度大幅に増えた相談内容が、盗癖、窃盗、家庭内暴力、しつけ、生活で、特にしつけや生活については大幅に増えています。また、家庭内暴力の原因としましては、いろんな厳しさがあって親がなかなか指導力が保てないところや、やっぱりゲームというのが非常に大きいのかなと考えられます。一方、各学校が落ち着いて、学校生活が安定していることから、学校、学業に関する相談は半減しております。

5ページをご覧ください。街頭巡回活動につきましては、少年補導員によるもの、センター職員によるもので、年間延べ500回近くを行っております。非行の未然防止や見守りの声かけを中心に行いました。抑止効果や啓発効果も大きいものと考えます。

昨年度の大きいことでは、守山市の事案になりますが、有職少年による守山市のえんまどう公園のバイクの乗り入れがあり、それを指導したということがございました。

6ページ、7ページをご覧ください。有害環境浄化活動です。有害凶書の立入調査は年間24回の調査で、各学校に協力も得ながら、コンビニ、書店、105店舗を調査し、有害情報から青少年を保護するために県条例に基づいた販売、閲覧、陳列方法を確認しています。最近特に有害鳥獣の対応のためのエアガンを販売している店舗があることや、有害指定ではありませんが園芸、工作、家庭用の多くの刃物があり、少年や若者が危害を加えたり被害に遭う事件も少なくない現状から注意を要します。先日も大きな事件があったと思うんですけども、遊戯の一種のもので首に、親や伯母を撃つというようなことがございまして、このような危険なものもたくさんあるということでございます。

また、JRの守山、野洲両駅にあります白ポストから大変多くのビデオやDVDを回収しており、回収後は両市の青少年育成市民会議を通じ、焼却処分をしております。ただ、私も時々行かせてもらいますが、ものすごい数のビデオやDVDがございまして、青少年の身近に有害なものが多いということは否めないかなというふうに感じております。

8ページをご覧ください。無職少年の支援活動ですが、管内の中学校、高校に加え、管外の高校の訪問も実施し情報の収集に努め、就労を目指す少年の支援に努めました。表のような成果を上げていますが、実際、就労体験に至るまでの挨拶、姿勢、マナーなどの就労に向けた人としての基礎的な力の育成が課題かなというふう実感しております。

9ページをご覧ください。広報啓発活動については、年6回の少年センター会議やホームページ、公用車での職員による巡回活動、学校や関係団体での講座や説明、7月、11月の強調月間に合わせた啓発資材の配布、管内小学校における薬物乱用防止、非行防止、いじめ防止の教室等を実施いたしました。

不審者情報や地域情報に関しましては湖南5市の少年センターが情報を共有し、情報提供しています。昨年度は110件の情報がありました。うち、管内は44件で、事案別ではやはり盗撮、声かけが多く、露出も割とございます。

続きまして、10、11ページ。あすくる守山野洲の支援状況ですが、昨年度は19名の少年を支援し、それぞれに応じた支援プログラムを作成し、生活改善、自分探し、就学支援、就労支援、家庭支援、延べ718回行いました。また、同時に保護者の相談、カウンセリング、面談という形で多く実施させていただきました。

また、昨年度、中学校訪問で学校不適應と捉えた生徒が237名、昨年度の3年生ですから、現在高校1年生にあたる学年ですが、79名。反社会的傾向のある生徒が18名、不登校、発達障害、家庭環境等に起因する非社会的傾向の生徒61名。やんちゃな少年が減っている分、後者が増えていると。以前は非行少年と言われるのは、そういうやんちゃな子どもというイメージなのですが、相談を受ける子ども、そうでない子どもが多いという状況になっています。

進路先については表のとおりでございますが、近年、公立以外の通信制等に進学する生徒が増える傾向にあり、そうなってくると、なかなかその後続いているのか続いてないのかの情報が入りづらく難しいところもあり、そこまでなかなか手を広げられないんですが、公立の通信制や定時制を中心に管外の学校も訪問しているところでございます。

12、13ページをご覧ください。これは、あすくるを支えてくださっている支援サポーターさんや支援企業を載せてございます。現在登録サポーターの方は5名。今、少しずつやろうなかという方も増えてきているので、今も増える傾向にございます。支援企業が35企業でございます。

14、15ページでございますが、現在、守山市50名、野洲市40名の少年補導員の方にお世話になっております。うちのほうと、それから警察の両方からの委嘱でございます。

街頭補導活動を中心に活動していただいておりますが、その活動の中の研修会の様子等を載せたのが14ページでございます。

OBのサポーターさんの活動につきましては15ページに載せさせていただきました。

16ページ、少年補導委員会の取組として、青少年の地域での現状と課題を共有して健全



育成していくために、昨年度より両市の全中学校と少年補導員、サポーター、センター職員の交流会を実施しております。

最後に、17から20ページには、各学区別の少年補導員さんの活動重点目標と、その評価、今年目標について載せてございます。

資料からは以上でございます。

今年度もスタートしておりまして、少年センターが取り組んでいることを簡単に申し上げます。

1点目は支援相談連携に関わる取組なんですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、限られたスペースの中、センターでもマスクや手洗い、消毒の徹底、職員の席の間隔、向きの工夫など、手は尽くした上で、相談支援の活動をどうしていくかということも、両市の担当課長さんや所員とも十分話し合いました。他のセンターの状況を見てみると、閉めているところや電話のみの相談というところも多々聞いたんですが、やっぱりこういうときこそ、センターがしっかり救いの手を出して、必要な少年、家族を助けていかないと駄目だろうと、決して門戸を閉じてはいかんだろうということで、通常に戻るまで、4月、5月も通常どおりセンターを開けて相談に乗ってございました。

今年度の学校訪問につきましては、5月までの休校措置により学校現場の忙しさ、児童・生徒の様子がつかめる状況にないという点を鑑みて、6月下旬から進めております。目安として、2回目、1回目と管内の高校については1学期中に、管外の高校については9月までに、管内の小中学校については昨年実施した10月以降を視野に進める予定でございます。

近年、相談対象の低年齢化や複雑化も進んで、子供たち自身の困り感に大人が早く気づいて支援していくことや、課題が大きくなるまでに対処していくことが大切かということで重視をしております。もちろんこの全てのケースが少年センターだけでなく、学校、教育委員会、家庭児童相談室、発達支援センター、適応指導教室等としっかり連携せんとあかんと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1つ、巡回啓発に係る取組なんですが、これは少年補導員さん自身は大変高齢の方が多ひものですから、この方々自身にもリスクが大変ありまして、3月末から5月いっぱいまでは活動を停止いたしました。その間につきましては、センターの職員が1日2回、くまなく巡回活動を、守山、野洲を回ることによりまして補完をしていったということでございます。6月からは学校再開に合わせ街頭巡回の活動も再開しております。車の使用が密を生むということでなかなか難ひいものですから、当方では自転車での巡回を中心とし、

人数を考えたり、店舗の立入りの場面を考えたりしながらの条件をつけて活動しておるといふことをございます。

また、少年補導員の活動で、小学校6年生を対象とした薬物乱用防止教室の実施、中学生との交流活動を予定していますが、今年については全部するのが学校の負担になろうかといふことを思いました。ただ、昨年から中学生との交流会につきましては成果も上げ、軌道に乗ったところですので、今年度は野洲市、守山市1校ずつ守山中と中主中のほうにお願いしまして、1校ずつ実施させてもらうことでつなぎまして、来年度は全校で実施したいと思ひます。また、小学校については、昨年、休校になって実施できていないところもありますので、そこから優先的に進めようかと考えております。

また、研修については、薬物乱用防止教室を少年補導員が演じたり説明したりする中で、見直しの時期がきておりますので、いわゆる間違っただけを教えてもいけませんので、最近風邪薬などいろんなものを過剰摂取したりともう一度勉強する必要があるかといふことで、そういう研修を今年はいこうかと思ひております。

最後に4月、5月に比べまして、21件減っているのですが、何で減っているのかと思っただら、不登校に関する相談がないんです。学校が休業でしたので。それから困ると来所される方が多いので、来所の件数は昨年より8件増えて77件。訪問、電話については、今言っただような理由で少し減っております。ただ顕著に6月の中旬ぐらいから相談の電話が増えてまいりまして、やはり学校が始まると増えてくることはよく分かりました。

内容についてですが、一番多い内容が学校ですが、これはどんどん減っている傾向にありまして、先ほども申し上げた、しつけ、生活に関する問題が4月、5月で41件、昨年度は12件ですから、3倍ぐらいになっています。それから、就職、仕事に関する相談も多かったのですが、それが減少しています。家庭については昨年と同じです。不登校は1件だけで、昨年比マイナス16といふことで、要するにきちっと勉強しなさいとか、ゲームをやめなさいとか、言うことを聞かないとかをどうしたらいいんのかといふ相談が大変多いです。

4月、5月はおうちにいる時間が長く、そういうことで増えてきたのではないかなと思ひています。

街頭巡回は4月、5月は少年補導員による巡回は一応止めておりましたので、少なくなっております。その分、職員が27回だったものを39回に増やして巡回をしたといふことをございます。

無職少年の支援活動については昨年より増えまして、4名をございます。現在、立ち直

り支援の活動をしている少年は男子8名、女子6名の14名。13歳から15歳が5名、16歳から18歳が6名、19歳が3名という現状です。

長々と分かりにくい説明で申し訳なかったんですが、以上でございます。

【西村教育長】 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ございませんか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 私は今、保護者の代表としてこの場に座らせていただいている身として、相談件数がどんどん減っていけばいいなと願っているばかりです。そんな中で、この内容を拝見していると、家庭内の問題もすごく増えているんだろうなというのが見受けられますが、私も含めて、野洲市内の保護者が今できることは何か、本当にざっくりだと思えますが、生徒たちをずっと見てきてくださった先生としてご意見いただけたらと思います。

【西村教育長】 福井所長、お願いします。

【福井守山野洲少年センター所長】 的確に答えられるかどうか分かりませんが、今回のこういう出来事で、自分のことを振り返ったり、それから家族と一緒にいる時間が増えたと思います。そういうことで、しんどいこともあるのかもしれませんが、今まで見えていないことが見えてきて、子供のことも今までより見えているはずだと思うので、簡単なことなんですけど、会話を増やしていただいて、せっかく一緒にいる時間を、どうしてもいろんな制約があってカリカリすることも、子供のほうは特に中学生の子供は難しいものですから、イライラしていることもあるんでしょうけど、うまく包んでやってもらいながら子供の話を引き出してもらって理解を深め合うことが一番大事なかなと、聞いてもらうことが大事なかなというふうに思います。特に小さいお子さんから、聞いてほしいときにどれだけ聞いてもらえるか、それから、どれだけ触れてあげられるかということがすごく大事なのと、中学生は様子を見てもらいながら、子供の様子がおかしいときじゃなくて、そこへ行くまでのちょっとした変化を見ながら声かけをしてもらい、そのときにまともなリアクションがいつもあるとは限らんとは思うんですけど、そういうところをしっかりと見ていただければなと思います。特に自分の立場を考えたら、全てのおうちが両親そろっておられるとは限りませんが、父親の役割も大きいのかなというふうに感じております。

【西村教育長】 南出委員、よろしいですか。

【南出委員】 はい。

【西村教育長】 立入委員、どうぞ。

【立入委員】 いつも子どもたちの健全な成長を見守り、ご指導にご尽力いただきまして

ありがとうございます。2つほど教えていただきたいのですが、まず、相談件数の状況で、年を追って電話相談から来所での相談が増えてきている事実がありますが、これは実態が深刻化しているのか、あるいは個人、子どもたちが相談に来所されるのか、あるいは家族の方や保護者の方が相談に来られるのが多くなっているのかを教えていただきたいのと、もう1つは、福井所長がおっしゃっていた気になる子どもたち、学校不適應というようなタイプの子どもの行き先が決まって、行ったその年から次の年、あるいは2年後、またその後の経過を追跡することは難しいとおっしゃっていましたが、今後もしそういうところまで見ていただけるのかを教えていただきたいと思います。

【西村教育長】 福井所長、お願いします。

【福井守山野洲少年センター所長】 子どものことに関しては、継続的に通う子どもも増えてきたので、それはいいのかなと思うのですが、保護者の方で来所を急がれる方は、やはりそれだけ逼迫しておられるというか、聞いてほしいというのが多いと思います。まず大体電話がかかってきて、すぐに行きたいというようなことで来られるケースが大変多くございます。それから、一旦うまく行って終わったところで、またもう一度この時期になって子どもが暴れて困るとか、いろんなことで再相談に来られる方が何件かありますので、立入委員のおっしゃられることと言えば、やはり来られる方のほうが逼迫している方が多いのかなと思います。ただ全部ではないのですが、まず、子どもと向き合っていたかと思うことのほうが多いかなと。子どもってうまくいかないときになると身近な者に感情をあらわにしたりするので、それはある意味信頼の表れだと思うので、そこを受け止めていただかないと、やっぱり子どもが暴れたり荒れたりすることがあるので、そういうところを頑張ってもらえたらいいなと思うお母さん方がまだ多いかなと思います。もっと言うと、お父さん方が関わっていないおうちが結構多いです。

あと、両親がそろっているおうちは良いのですが、本当にしんどい子どもがたくさんいるということがよく分かりますので、そういう厳しい背景の中で、むしろ子どもたちは頑張っているな、どうしてあげたらいいのかなと今考えています。

例えば、あすくるに来る子だと、何とか免許が取れるようにとか、何とか特性のある子どもさんを変えるための力をつけるとか、まず来所することが1つの大きな力になりますので、長い目で見ながら指導しているところです。答えになっているか分かりませんが。

【西村教育長】 もう1点、卒業生のフォローのその後というのはどうですか。

【福井守山野洲少年センター所長】 回っている高校とか、きちっとこちらがつかめると

ころは大丈夫なのですが、それはうちだけと違って、中学校とかもそうだと思いますが、近年そういうところが最近分かりにくい。最終、子どもがどうなっていったか、その後続けているのかどうか分からないところが増えてきて、把握しにくいということです。だから、私自身中学校にいた身で言いますと、できれば高校さんのほうがもっと中学校と連携してくれると、学校でしていることもたくさんあるので、たくさんの子どもが救えるのではないかと思うので、うちが天津清陵さんとか湖南農業さんとか能登川高校さんとかに訪問しているのはそういう理由です。

【西村教育長】 ありがとうございます。立入委員、どうぞ。

【立入委員】 どうもありがとうございました。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、福井所長におかれましては、この後、公務が控えているということから、ここで退席されます。ありがとうございました。

【福井守山野洲少年センター所長】 ありがとうございます。すいません、失礼します。

【西村教育長】 それでは次に、報告事項②、令和2年第3回議会定例会議案質疑及び一般質問要旨と答弁について、事務局より説明をお願いします。杉本部長、お願いします。

【杉本教育部長】 それでは、報告事項②、令和2年第3回議会定例会一般質問要旨と答弁についてご説明をいたします。ちなみに、議案質疑はございませんでした。

21ページをお開きください。それと、追加資料も併せてご覧をいただきたいと思います。

個々の質問の内容についてはかいつまんでご説明をいたします。また、重複した質問などは割愛いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、みらい野洲、山本議員の一般質問でございます。教育長が全て答弁をいたしました。「SNSによる人権侵害の防止について」。

①「SNSによる人権侵害の防止についての取組方針について」。本市では、国のいじめ防止対策推進法に基づいて、野洲市いじめ防止基本方針を作成しています。そして、ここではインターネットを通じて行われるものを含むと定義して、児童・生徒への幅広い人権侵害の防止に努めています。

②「SNSの利用について、学校で指導はなされているのか」。市内の全ての小中学校でSNSを含むインターネットの適正な利用やトラブル、危険性などについての学習をし、児童・生徒だけでなくPTAなどと連携して保護者を対象にした啓発も行っています。

③「LINEいじめなどの実態はあるのかについて」。昨年度、ネットやLINEによる

いじめ事案の報告が中学校で6件ありました。今年度は今のところ報告はございません。

続きまして、保守協商、長谷川議員の質問でございます。これも教育長が全て答弁をいたしました。「新型コロナウイルスの学校・園の対応について」。

①「休校となっていた学校・園の状況、再開後の対応について」。学校では、臨時休業が長期にわたる中で、特に児童・生徒の学習支援と心身の状況把握に努めました。例えば、家庭学習用の自習プリントの配布や電話連絡、あるいは家庭訪問で児童・生徒とコミュニケーションを取ったりしました。また、幼稚園では、週に1回から2回電話連絡をして児童の家庭生活の状況把握や体調確認を行いました。さらに、教育委員会では、学校に応じた家庭学習の時間割モデルを作成したり、児童・生徒、保護者を対象に電話相談窓口をいち早く設けるなどいたしました。小中学校、幼稚園の再開に当たっては、子供たちの心理的負担、体力的負担の低減を第一に考えました。

飛ばしまして、④「授業が過密になることで心の成長に関する時間が不足することに対してどのように配慮していくのか」。夏休みなどを短縮して授業日を設けることにしていますので、一番大切な心の成長に十分配慮しながら教育を進めていく予定です。

⑤「夏休み期間中の登校日における熱中症対策について」。ハード面では、登校日には教室のエアコンと扇風機を使って換気と温度調整をしながら学習を進めていきます。また、エアコンのない特別教室ではスポットクーラーをレンタルして対応をいたします。さらに、今月中には児童・生徒の熱中症予防の保健学習を行い、生活習慣を整えることや、自身の体調が悪い場合にはすぐに先生に伝えるなどの体制づくりをしていきます。

飛びまして、⑦「市内の小中学校、こども園で感染が確認された場合の対応について」。文部科学省が作成したマニュアルに基づいて対応をしています。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、野洲市新型コロナウイルス感染症対策本部と協議の上、臨時休業の期間と範囲、学級閉鎖か学年閉鎖、または臨時休校などを決定いたします。幼稚園、保育園、こども園でも小中学校に準じた対応をすることとしています。ただし、社会活動の影響を考慮した対応が必要であるため、市独自の業務計画を作成していますので、保健所などの指導の下に、他園の保育士などを派遣するなどにより保育体制を整えた上で速やかな保育の再開を行っていくこととしております。

少し飛びまして⑩「遠隔授業への対応について」。教育委員会では本議会において、児童・生徒用タブレット端末4,500台のリース料7か月分、1,068万円の追加補正を上程しております。現在、小中学校の全保護者に家庭のインターネット環境調査を行っており、無線L

AN環境のない家庭にはモバイルルーターの貸与を検討しています。これに係る予算については国庫補助金の活用を図りながら補正予算要求をさせていただきたいと考えています。早ければ年内には双方向のオンライン学習の準備が整うこととなりますが、何分にもそのような状況下で機器の調達が困難な状況も視野に入れていきます。そして、そのような場合には、昨年度整備した各学校のパソコン教室にあります50台ずつのタブレット端末の貸与など、今ある機器を活用した動画配信による学習などを考えています。

すいません、飛びまして、次、日本共産党、東郷正明議員の一般質問です。「中主小学校旧館校舎大規模修繕工事の一時中断後の見通しについて」。「前回の耐力度調査で不具合が発見できなかったことについて」、教育部長の答弁です。

平成29年度の耐力度調査に当たっては文部科学省から指定されてる調査実施要領などに基づき有資格者である一級建築士により構造耐力、保存度、外力条件の項目について評点で耐力を算出します。この評点の算出に当たっては、建物が当初から健全に建てられていることを前提にしています。現場における調査項目はコンクリートコアの採取、コンクリートをはつっての鉄筋及びひび割れの調査、建物全体の沈下具合の計測調査など、現場調査結果並びに当初建築された仕様や耐震補強の資料に基づいて耐力度を算出しており、内装などを全面に取り除き、構造体を漏出して調査することが求められていないことから発見できなかったと考えられます。耐力度調査は、制度に基づき適切に行われたと考えております。

1つ飛びまして、③「今後の調査などの対応の見通しについて」。工事管理者において、今回判明した不良箇所の目視検査や範囲、幅などを計測して調査報告書を作成し、平成29年度に実施した耐力度調査結果を踏まえ、耐力度調査の申請を6月中旬を目途に完了し、その結果を見て速やかに今後の方向性を判断いたします。

④「アフターコロナ後の教育について」。教育長答弁となります。20人学級など、少人数学級の実現には感染症対策のみならず、子供たちへのきめ細かな対応、教職員の多忙解消のためにも有効と考えています。野洲市教育委員会といたしましても、引き続き、国、県に対し、教職員定数の改善や学級定数の引下げを求めていきます。

この質問は共産党のコロナ対策による緊急提言が基になっております。

新誠会、東郷克己議員の一般質問です。全て教育長がお答えになりました。「強靱な野洲市へー教育を問うー」。

①「臨時休業に伴う小学1年生の対応について」。小学校1年生は各校において徐々に学

校になじむような工夫がなされています。例えば、初めの週は給食後、下校するなど、短時間学校で過ごすことから始まり、休校中の生活や児童の気持ちについて個別に聞き取りたりする取組をしています。また、学習の前段階として、過去の学習準備の仕方や、筆箱、教科書やノートを置く場所を覚えたり、楽しみながら学校体験をすることで、見通しを持って、いきいきと過ごせるよう工夫をしています。

飛ばしまして、③「子供たちの発想力を引き出し、思考を深めるための工夫について」。これらの教育は教師が知識を教え込む授業から、子供たちが主体的に考えたり表現したりできるような授業に転換していく必要があります。本市におきましても小中学校の全ての教科において、授業中に子供たちが自由な発想で考えられるように問題や問いかけを工夫し、言葉や文章だけでなく、絵や図で表現する機会を持つなどしています。こうすることで子供たちがより意欲的に考え表現できるようになると考えます。また、今年度は1人1台タブレットを導入する予定です。タブレットをより活用することで、手を挙げて言葉で発表できない子供たちが自分の考えや発想を教室全体に広げることができたり、自分と違う考えを持つ友達と意見交換できるようにもなります。その指導のための教職員研修も大切にして、これからの野洲市を担う子供たちを育てていきたいと考えています。

④「市教育委員会による代替イベントの開催について」。状況を見ての判断となりますが、開催可能なものは極力実施する方向です。そして、そのような活動を通じて子供たちは人と関わる力や困難を乗り越える力などをつけて、心を成長させていくものであると考えています。運動会や文化祭など学校行事や中学校3年生の締めくくりとなるような記念試合など、各学校と連携して考えていきます。

⑤「耐力度調査制度に対する野洲市の認識について」。これは市長から答弁をいただきました。耐力度調査は建物が当初から健全に建てられたことを前提としており、文部科学省で定められた調査要領、調査項目の内容からすると、今般のような想定外の隠れた構造の不具合があった場合の対応や建物の経過年数の評点など、調査項目の見直しが必要と思われる、基準点の上げ下げという問題ではありませんとお答えいただきました。

続きまして、保守協商、稲垣議員の一般質問でございます。これは教育長が全てお答えしました。「市内3中学校における原級留置について」。いわゆる昇級というのか、学年が上がるのをとどめようというものであります。

原級留置の仕組みや考え方、過去の件数について。市内中学校でも過去に原級留置をされたケースはございません。



②「進級判定会議や卒業生判定会議について」。それぞれの生徒の学習状況、家庭での生活状況、生徒、保護者の思いや願いの中で、これらの情報を基に、最終的に校長が進級や卒業を認定しています。

③「生徒、保護者から原級留置の希望があった場合の対応、対処について」。学習内容の未消化、疾病などを理由に原級留置を希望する生徒及び保護者がおられた場合、この生徒の学習状況、生活状況、疾病状況などを基に校長が総合的に判定し、原級留置することは可能です。

続きまして、自民創政、北村五十鈴議員の一般質問です。こちらはかなり前の質問と重なりますので、一部割愛させていただきます。「中主小学校大規模改修工事について」。

①から④は教育部長の答弁でございます。

②の「耐力度調査と実施設計業務について」。文部科学省の調査要領に基づき有資格者が適切に調査を行っておりますし、実施設計業務においても、先ほど申し上げたとおり、新館、旧館、体育館に係る大規模改修工事や校舎増築の詳細設計業務を進めており、問題はないものと考えています。

③「耐力度調査の妥当性について」。文部科学省の要領より必要な項目を調査して、耐力調査をした結果に基づいた判断であり、決して安易であったとは考えておりません。

⑤以下、市長答弁となります。⑤「耐力度調査の詳細について」。平成29年度の耐力度調査に当たっては、文部科学省から示されている調査要領などに基づき有資格者である一級建築士により建物が当初から健全に建てられていることを前提に、構造耐力、保存度、外力条件の項目について評点で評価し、耐力を算出しています。

⑥「野洲市単独事業による旧館の改築について」。義務教育については国の責務で、学校の建築改修等の事業に関しては、国の補助金を活用するのが当然であり、適切な国の補助金や起債を充当して事業を進めてまいります。

⑦「耐力度調査の結果に基づく旧館棟の大規模改修工事の方針決定について」。国の補助制度を活用して校舎改築を実施する前提で要件と耐力度調査が必要となりますが、平成29年に実施した耐力度調査は制度に基づいて実施されており、この調査結果が基準点に合致しなかったことから、教育委員会にて旧館については大規模改修と判断し、教育部と市長部局が協議した上で決定したところであり、問題はなかったと考えています。

続きまして、日本共産党野洲市議団の野並享子議員の一般質問でございます。1「学校再開に当たってについて」。これは教育長から答弁をいただきました。

①「子供や保護者の声に寄り添える相談体制について」。野洲市では、4月の学校の再度臨時休業を決める際には学校教育課と教育研究所に子供と保護者の電話相談体制を県内でいち早く立ち上げました。各学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談も継続して実施しています。学校再開後には子供たちに心のアンケートを実施したり、1学期末に行っている教育相談期間を早めに設定するなど、子供たちの心のケアの強化を図っています。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる新規面談の設定や配置校以外への派遣も併せて実施しています。

②「学校再開後の学校現場の創意工夫について」。夏休みの短縮などで相当数の授業時間を確保しており、学校が教科指導に偏重することなく、現場で幅広い柔軟な教育活動を展開するように、次の4点を確認している。1、児童・生徒に基本的な生活習慣の確立を図る。2、詰め込み指導ではなく授業内容の精選をする。3、仲間づくりの視点で学級運営を進める。4、個別支援の必要な児童・生徒への十分な配慮。学びに向かう土台は子供たちの心です。学校でしかできない学びを大切にしながら野洲市では教育を進めていきたいと考えています。

③「コロナウイルス感染症の詳細なマニュアル整備状況について」。文部科学省や県の感染症マニュアルをベースに、体調を崩したり発熱したりした児童・生徒の対応については、市教育委員会で対応方針を定め、各校に指導をしています。また、基礎疾患を持った子供たちについては、保健調査票で全て把握していますので主治医の指導や保護者さんと相談して個別に対応をしています。

少し飛びまして、⑦「夏休み期間中の小学校1年生の配慮について」。4月から2か月間にも及ぶ臨時休業の結果、7月下旬や8月に授業を行うこととしました。その際には、小学校1年生は5時間授業を予定しています。暑い学校生活に慣れない1年生には体調の変化など十分に配慮しながら丁寧に教育活動を進めていきたいと考えています。

⑧「夏休みの授業期間中の給食について」。今年の夏休み中の授業には、基本的に給食を提供いたします。ただ、学校給食では夏休みに給食がないことが前提となっており、給食センターの設備、機器の保守点検や修繕は例年この時期に当てています。この夏の給食は食中毒の危険性を考えて、調理や盛り付け作業を伴わない安全面に配慮した内容と考えています。具体的にはパンと牛乳、調理の伴わない1品、ゼリーのようなデザートという献立で対応する予定です。

⑩「地域見守り当番、特に高齢者の方の熱中症対策について」。市内の小学校では、毎日

の下校時間を月ごとにスクールガードや自治会長、保護者の皆さんにお知らせして、長く立っていただくことがないように工夫をしています。今年は夏休み期間中に児童が下校いたします。猛暑日が多くなると予測される中で、体調が優れない場合は無理をなさらないように各小学校から見守り当番の方々に連絡をする予定です。

「フードロスの検証について」、教育部長が答弁いたしました。

少し飛びまして④ですが、「食材の活用について」。提供食材の事後検証を求められました。フードバンクびわ湖の食材配布先については個人のみならず社会福祉法人施設、大学、民間保育園、母子福祉団体、その他、多岐にわたっており、食材は全て有効に活用されたとの回答を得ています。

以上でございます。

【西村教育長】 それでは、今の件につきまして、ご質問等ございませんか。荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 コロナ感染についてお伺いしたいと思います。野並議員にお答えされたように、電話相談体制を県内でいち早く立ち上げてくださったということ、とてもうれしく思います。それについての保護者への周知ですとか、現状、活用されて相談があったかどうかということ。また、再開後、子供たちの様子で学校に来られないとか、ちょっと不適應を起こしているというような状況がないかどうかを教えてくださいたいのが1つ。

2つ目は、感染防止対策として各校でいろいろ工夫されていると思いますが、議員さんの皆様もとても心配はされているように、保護者の方もとても心配されているのが現状だと思います。今、現状、消毒についてはどのようにされているのか。トイレ清掃や給食の配膳、そういった感染防止対策の現状を教えてくださいたいと思います。また、そのことが先生方の負担になっていないかということについてもお伺いしたいと思います。

3点目は、行事がなかなか実施できない状況で運動会ですとか文化祭等は例年どおりするのは少し難しいかなというふうに思うのですが、もし分かれば現時点でどのような行動を精選して、どのような行事を充実させて、どのように形を変えていかれるのか、教えてくださいたいと思います。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 まず、1点目の電話相談です。周知につきましては、プレスリリース、市のホームページ、それからお子さんを通じて学校のほうからプリントを配布することで周知をいたしました。大半が学校のほうに電話がかかってくるというふうに承知を

しています。教育委員会には5件程度でした。先ほどの少年センターのお話にもありましたけども、やっぱり不安を持たれておられる方、保護者の方からの電話が教育委員会は多かったということを考えております。

2点目の感染防止対策ですね。現在、学校のほうで行っているのは、子どもたちの机の消毒、あるいはドアノブなどの消毒を放課後に行っております。教員の負担になっていないかというご質問でしたが、負担になっていると思います。ただ、学校にもよりますが、例えば中主中学校などは保護者の方数名にご協力いただいているというような報告も受けております。あと、今後予算の方で折衝しているんですが、スクールサポートスタッフをもう1名雇用しまして、トイレ掃除とか消毒関係で、今年度に限りですが、ご協力いただけないかなと考えております。

それから、3点目の行事の件ですが、やはりほとんどの行事は縮小ないし今年度に限り中止というものが非常に多いというふうに思っております。市の体育大会、音楽会、中学校で言うと中体連関係の大会、それから小学校5年生に行われる県の行事であるフローティングは日帰り泊りはなしということですし、それが中止ないしは縮小となつてございます。ちなみに、運動会ですが、今、校長会でも検討しているのですが、例年、特に小学校の運動会は9月に入ってからずっと集団演技の練習等々するのですが、それが今難しくなっていることから、実施はするけれども半日程度で実施する方向かと考えております。

以上です。

【西村教育長】 荒川委員、よろしいですか。

【荒川委員】 ありがとうございます。感染防止ですけれども、どうしても教師の負担になってくると思いますし、ぜひとも保護者の協力を得るとか、高齢者の方をお願いするのは無理かと思えますけれども、何らかの手でそういうスタッフが増えて、先生方の負担は減って、その分、子供たちに返っていけるようなことが考えられるとありがたいなと思っております。行事につきましても、致し方ないことなんですけれども、やはり子供たちの心に残る行事になりますように知恵を絞って、できるだけ充実した行事になりますよう、またご検討いただけるとありがたいと思います。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませつか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 中主小学校の大規模改修工事について幾つか議員から質問が出ています。私も現場を見せていただきましたが、想像していたよりも不良箇所の数とか、不具合の程度がひどいと思えました。今後何世代にもわたって子どもたちが勉強すると考えますと、

旧館に関しては補修とか補強ということでは到底安心・安全が担保されるとは思えないと感じたところです。東郷議員と北村議員の質問に対する答弁で、再調査を6月中旬までに完了し速やかに今後の方向性を判断すると答弁されていますが、どのように対応されるかをまずお聞きします。これが1つ目です。

それから、今回の不良箇所の露出で、明らかに施工上の瑕疵が何箇所も見られるわけですが、施工業者に損害賠償が求められないのかと思います。もちろん民法上の時効があることは承知していますが、内装工事をされてしまっていて、今回はつり工事をして初めて確認できたわけですので、少なくとも施工業者に事情聴取をし、何らかの補償に応じるように交渉を行うべきではないかと思いますが、これに関してどう考えられるか。

それから、もともと今回の校舎改修は、旧館については改修で対応でき、建て替えの必要はないという判断のもとに考えられたわけです。今回もし旧館が補修なり補強で対応できない、建て替える必要があるとなると、旧館を残す前提で考えられている全体の校舎の配置設計が根本的に変わってくるのではないかと。単に旧館を補修するとか取り壊して建て替えるかという問題ではなくて、もし建て替えるのであれば、他の部分に大きく影響が出てくるのではないかとと思いますが、その点についてどう考えておられるのか。この3点についてお考えをお聞きしたいと思います。

【西村教育長】 中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 まず1点目の6月の中旬をめどにということで一般質問の回答にもあり、先だって委員にはメールのほうを送らせていただいているんですけども、去る6月16日に耐力度調査の修正がございました。それに先だって、5月下旬には構造設計の一級建築士の方から、この現状では、今後普通に使う分には全く問題はないんですけども、ただ震度6強とか、そのような大きな地震が来たときに、この建物は倒壊しないという保証はできませんと、そういうことでしたので、いつこんな地震が来るか分かりませんので、当然継続して使用するのは危ないよということでご回答いただいています。

それと同時に、耐力度調査ですね。国庫補助基準を適用するに当たっての調査なんですけれども、平成29年度の調査資料を基に再度、ジャンカであったりひび割れであったり、これは不具合箇所の露見したものを加味して再度調査のほうをさせていただきました結果、耐力度調査については国庫補助基準をいただける、改築、建て直しする補助基準をいただける点数が出ました。国のほうについても、今現在、県を通じて文科省のほうに何とか改築の前倒しをいただけないですかということで既に動き始めております。それと、明日6

月25日の議会の全員協議会のほうにも、今申し上げました耐力度調査の修正の点数が出て、改築のほうに進みますよということで明日の議会の全員協議会のほうでもご説明のほうをさせていただこうと思っています。

今後の大規模改修から解体のほうに方針転換して事業を進めるに当たりまして、たちまち解体するということは、建物解体の設計をしなければなりませんので、設計のほうは今、現計の予算を流用させていただきまして、すぐに起工のほうを進めております。入札についても多分7月の中旬には業者が決定して設計のほうの業務を開始させていただきます。工事請負費、解体のほうについては、今度9月補正で補正予算を要求させていただきまして、お認めをいただいたら、年度末、3月末に解体の工事をさせていただくと、このように考えてございます。

同時に、先ほど瀬古委員からもご指摘がありましたように、今現在、職員室が田んぼ側にあって運動場が見渡せない位置になりますので、今度建て直すとなると、当然教室の機能、部屋の機能をもう1回再配置、全で一から考え直すということで、増築棟のほうについては大体メインが特別教室機能ですので、職員室の管理機能、保健室であるとか、そういうのを今度建て直すほう、運動場のほうへメインで持って来て、エレベーターも新しいほうで作り直すであるとか、その後、職員室の跡地のほうをまた教室機能であったり、いろんな特別支援教室のほうで手厚くするであったりとか、そのような再配置のほうを一から全部考え直したいと思っています。その設計費用についても9月補正で同時にさせていただいて、おおよそ1年間実施設計のほうをかけさせていただいて、令和3年12月議会で契約議決をいただけるように改築の工事の予算を要求させていただいて、工事のほうを進めさせていただけたらと思っています。それが終わりました、再度、新館、今現在職員室のあるほうを大規模改修させていただいて、最後、仮設校舎の撤去が終わるのが、おおよそ大体2年遅れですね。当初は令和4年3月、令和3年度いっぱい仮設校舎の撤去を完了すると思っていたんですけども、先ほど申し上げましたように、改築の実設計、それから改築の工事というのがございますので、おおよそ2年遅れ、令和4年3月の終わりが令和6年3月で最終の仮設校舎の撤去になるかなと、このような形で今現在考えております。

損害賠償の件なんですけれども、先ほどおっしゃられましたように、民法上、法律的には悪意があったとしても20年が限度で遡及措置の時効が来ること、それから、当初建てられた業者さんは、多分この業者さんかなというような資料があったんですけど、何分契約書であるとか公的な照明をするような資料がございませんでしたので、その業者さんには

電話連絡させていただいて、この建物を建てておられませんかと、昭和32年のということで確認させていただいたんですが、その業者さんにおいてもそういう資料は残っていないので、うちが建てたかは分からないというような現状でした。よって、損害賠償等はできないかなと考えております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 業者に連絡はしていただいたが、契約の確証が得られないので、交渉が難しいということですね。非常に残念な話です。私が見た感じでは、コンクリートの耐力壁の中に木材が放り込んであったり、明らかに手抜きとしか思えないほど鉄筋が露出しているところもあれば、梁にもクラックが入っており、ひどい施行だなど。それを唯々諾々と認めるのは非常に残念な気がします。片や時効もあるので、元の施工業者に責任を求めることには限界があるのは理解します。

それから、全体のレイアウトに大きく影響することです。全部立て直すのであれば、当然最適なレイアウトが必要なわけです。そうすると、立て直しの実設計と、もう既に着工している実設計が手戻りになるわけですが、そういう実設計のやり直しも補助事業の対象になると国や県との調整ではなっているのでしょうか。

【西村教育長】 中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 すいません、実設計費用については、一応対象にはなるんですけども、事務費として、例えば補助対象事業費ですね。今後危険改築でこれだけの資積面積があって、建て直すのは国庫補助対象事業として、例えば1億円が当たりますよということであれば、その事務費の1%だけ設計費用として事務費がもらえるだけで、一応対象にはなるんですけど、微々たるものしか出てこないというのが実情でございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 分かりました。それと、現地をPTAや学校評議員等の学校関係者なり、自治会長さん等にも見ていただきたいと思うのですが、学校関係者があの現場を見てどのような反応であったか教えていただきたいと思います。

【西村教育長】 中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 市議会議員さんと、PTAの役員さん、学校評議員さん、それから自治会長さんにそれぞれご案内させていただいて、参加可能な方をご案内させていただいたんですけども、総じて想像以上に悪いなということでお話しされておられました。

ほぼ、お口には出されないんですけども、この建物ではちょっと無理かなというふうに

お話しされておられたのが何人かはおられます。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 いずれにしても、今後長きにわたってこの学校施設を使っていくわけですので、同じケースが生じないようにしっかりとした施工管理をして、立派な学校に整備をしていただきたいと思います。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 野並議員の8番目の夏休みの授業期間中の給食についてなんですけれども、給食を用意していただけることに保護者の方々皆さんすごくうれしく思われている方が多いです。しかし、中学生の子が給食後すぐに帰宅をせずにそのまま部活をされる予定の子もたくさんいると聞いています。例えば、食中毒の危険性の少ない、私は最近のはよく分からないんですけれども、昔でいったらカロリーメイトみたいなそういうものを補助食品というか、おなかを満たすために持って来たりすることは可能かどうか聞いてほしいということが保護者のほうからあったのでお伺いしたいと思います。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 実はそういった問合せが学校や給食センターのほうに非常に多くなっているということは承知をしています。ただ、どうしても食中毒の危険性ということ、普通おにぎりとかそういうのがこういう場合には多いのですが、アレルギーのお子さんのお弁当については、エアコンの入っている部屋で朝から食べるまでの間お預かりすることで学校の方で管理ができるのですが、個々の物の管理については、学校としては責任が持てないということで、ほとんどの学校でお断りしているというふうに聞いています。ただ、カロリーメイト等々、食中毒の危険性のないものを持つてくることについては、なかなか難しいかなと考えます。

というのは、持って来られるお子さんは良いのですが、みんながみんな持って来られるわけではないので、それを認めていくのは非常に難しいかなと考えております。

【西村教育長】 南出委員、よろしいですか。ほかにございませんか。

【荒川委員】 すいません。

【西村教育長】 荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 確認だけお願いします。プールの授業は中止と聞いたのですが、野洲小学校のほうで余熱施設を使ったプール学習を予算化されているのですが、そのことについて



も中止と捉えたらよろしいでしょうか。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 教育部、井上です。

実は、特に6年生は一度余熱利用施設を利用して、2月か3月に実施出来たらというふう  
に学校のほうも求めておられますし、我々のほうも実施出来たらなど考えております。

というのは、もし来年度コロナが収束して、6月までに内科健診等もきちっとできて、  
プールの授業ができる条件になったときに、野洲小から施設までバスで移動するときは大  
体どういう問題が生じるのかとか、どのようにすればうまくいくのかなどを実証したいと  
いうところもございまして、3学期ぐらいにできたらいいなと考えております。

以上です。

【西村教育長】 荒川委員、よろしいですか。

【荒川委員】 分かりました。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。

【中塚教育総務課長】 よろしいですか。

【西村教育長】 中塚課長、どうぞ。

【中塚教育総務課長】 すいません、先ほどの6月25日付で議会の全員協議会のほうに資  
料を提出させていただいてご説明させていただくということだったんですが、同日にP T  
Aさんのほう、中主小学校の子どもさん全員に同じような内容の資料を持って帰って  
いただきます。それから、全ての自治会長さんのほうにも通知をさせていただきます。学校評  
議員さんのほうにも25日付の郵便で同様の内容を資料として通知文書を送付させて  
いただく予定です。

以上でございます。

【西村教育長】 ほかがございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。

報告事項③、野洲市農村環境改善センター及び野洲市健康スポーツセンターを野洲市健  
康スポーツセンターと総称する告示について、事務局より説明をお願いします。中川室長、  
お願いします。

【中川スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の中川です。

それでは、野洲市農村環境改善センター及び野洲市健康スポーツセンターを野洲市健  
康スポーツセンターと総称する告示についてでございますけれど、余熱利用施設は今申し上

げました野洲市の環境改善センターと野洲市健康スポーツセンターが同一施設の中に併設されているというふうなことになります。野洲市環境改善センターというのは特産物の販売施設というふうなことになるんですけど、この2つのものが同一施設にありますので、正式な名称で2つ呼ぶと市民の皆さんがやっぱり混乱を招くことになります。そういったことから、市民の皆さんにも親しまれて、利用者の方も1つの名前で使いやすいようにということで、野洲市健康スポーツセンターを総称とするというものでございます。

告示日につきましては、野洲市余熱条例が施行される日ということで、令和2年度6月30日とするというものでございます。

それと、すいません、訂正なんですけれど、告示の上のところ、「野洲市告示第64号」と既に告示番号が書いているんですけど、申し訳ないです、これはまだ何もございませんので、ブランクということをお願いします。

以上でございます。

**【西村教育長】** ただいまの事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。

報告事項④、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。田中次長、お願いします。

**【田中教育部次長】** 報告事項④、職員の任免等についてご説明させていただきます。報告事項の33ページになります。

会計年度任用職員の新規採用者につきましては、パートタイム職員の3人とフルタイム職員1人を採用するものです。採用の所属及び採用期日については記載のとおりです。

また、退職者につきましては、パートタイム職員1人、フルタイム職員1人の退職をするもので、退職者の所属、退職理由についても記載のとおりでございます。

次に、職員の許可・承認の一覧です。分限休職延長承認を1件、正規職員に対し承認をいたしました。また、営利企業従事許可承認及び職務専念義務免除をパートタイム職員2人に対して承認しました。許可の期間はそれぞれ記載のとおりです。

以上です。

**【西村教育長】** ただいま事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。

日程第7、その他事項に移ります。何かございますか。中川室長、お願いします。

【中川スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の中川です。

私のほうからお知らせがございます。先ほどから健康スポーツセンターのお話が幾つか出ていますが、教育委員の皆様健康スポーツセンターの内覧会を開催したいというふうを考えております。日時につきましては、7月1日水曜日なんですけど、総合教育会議の後に開催したいというふうを考えておりますので、ぜひご参加いただければと思います。

現地のほうへ直接お越しいただきたいということと、新型コロナウイルス感染症予防対策で、館内にスリッパがございませんので、スリッパをご持参いただきたいということと、マスクも着用をお願いしたいということでございます。

以上、お知らせとさせていただきます。

【西村教育長】 今の点、よろしいですか。ほかに何かありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより日程協議に移ります。

まず、7月教育委員会定例会は7月29日水曜日午後1時30分より、野洲図書館ホールで開催しますのでよろしくをお願いします。

次に、8月教育委員会定例会についてお伺いします。8月教育委員会定例会は、8月19日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 よろしいですか。ご異議なしと認めます。

よって、8月教育委員会定例会は8月19日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催しますのでよろしくをお願いします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を閉会します。お疲れさまでした。

— 了 —